

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法施行令			法令番号	昭和25年政令第338号				
手続名	道に関する基準の例外の認定			根拠条項	令第144条の4				
審査基準	<p>○勾配が急な指定道路の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路部分には、コンクリート又はアスファルト舗装の上、滑り止めの処置を施すことが望ましい。 ・勾配が12%を超える部分や階段状の部分が、その道路の一部の小区間に限定されること。 <p>○「佐賀県道路位置指定の手引き」（平成30年10月）</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	